

**外国人労働者
安全衛生管理の手引き
[本 編]**

序章 在留資格と就労

1 外国人の在留資格と就労の範囲～入管法の概要

1 入管法とは

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）の目的は、①本邦に入国し、または本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図ること（出入国管理）、②本邦に在留するすべての外国人の在留の公正な管理を図ること（在留管理）、③難民の認定手続きを整備することとされています（入管法第1条）。

入管法で定める「外国人」とは、「日本の国籍を有しない者をいう」（入管法第2条第2号）とされており、日本国籍を有している限り、他の国の国籍を有していても、入管法上は外国人ではありません。

出入国在留管理行政は、入管法や関連する政省令、告示のみでなく、入管特例法、技能実習法に関連する政省令、告示などの国内法令のほか、出入国管理、在留管理及び難民の庇護に係る国際条約、協定など多数に及んでいます。

COLUMN 外国人

テニス界で活躍する大坂なおみさんは、父親はアメリカ人ですが、母親が日本人であることから、国籍法第2条第1号で定める「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」に該当し、日本国籍を取得しています。また、アメリカでは州ごとに発行される出生証明書により市民権・国籍の証明になることから、アメリカの国籍も持つことになります。

角界を引退した白鵬関は、国籍法第4条に基づく「帰化」により日本の国籍を得ましたが、同法第5条第1項第5号の「日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」との定めによりモンゴルの国籍は喪失しています。

日本人の両親から生まれて日本で育ち日本語も堪能な人が、日本の国籍を離れ外国の国籍を取得すれば外国人です。

2 在留資格と活動の範囲

入管法では、外国人が日本で行う活動あるいは身分や地位に応じた在留資格を規定しています（入管法別表第1、第2。次頁の在留資格一覧参照）。

在留資格は全部で29種類あり、外国人は原則としていずれか一つの在留資格をもって日本に在留するものとされ、それぞれの在留資格の範囲内での活動を行うことができます。

表 1 在留資格一覧

【入管法別表第 1】

■一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5 年、3 年、1 年、3 月、30 日又は 15 日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5 年、3 年、1 年又は 3 月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5 年、3 年、1 年又は 3 月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5 年、3 年、1 年又は 3 月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5 年、3 年、1 年又は 3 月

■二の表（就労資格、上陸許可基準（※）の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
高度専門職	1 号	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	ポイント制による高度人材	5 年

（※）「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」で定められている基準

在留資格	本邦において行うことができる活動			該当例	在留期間
高度専門職	2号	1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動	イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）	ポイント制による高度人材	無制限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）			企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動			弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動			医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）			政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動			中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）			機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動			外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動			介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）			俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動		外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		

■三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

■四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

■五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

【別表第2】（居住資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

表2 【参考】在留資格別在留外国人数の推移

在留資格	平成28年末 (2016)	平成29年末 (2017)	平成30年末 (2018)	令和元年末 (2019)	令和2年末 (2020)	構成比(%)	対前年末 増減率(%)
総数	2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	100.0	-1.6
中長期在留者	2,043,872	2,232,026	2,409,677	2,620,636	2,582,686	89.5	-1.4
永住者	727,111	749,191	771,568	793,164	807,517	28.0	1.8
技能実習	228,588	274,233	328,360	410,972	378,200	13.1	-8.0
技能実習1号イ	4,943	5,971	5,128	4,975	1,205	0.0	-75.8
技能実習1号ロ	97,642	118,101	138,249	164,408	74,476	2.6	-54.7
技能実習2号イ	3,207	3,424	3,712	4,268	4,490	0.2	5.2
技能実習2号ロ	122,796	146,729	173,873	210,965	258,173	8.9	22.4
技能実習3号イ		0	220	605	707	0.0	16.9
技能実習3号ロ		8	7,178	25,751	39,149	1.4	52.0
技術・人文知識・国際業務	161,124	189,273	225,724	271,999	283,380	9.8	4.2
留学	277,331	311,505	337,000	345,791	280,901	9.7	-18.8
定住者	168,830	179,834	192,014	204,787	201,329	7.0	-1.7
家族滞在	149,303	166,561	182,452	201,423	196,622	6.8	-2.4
日本人の配偶者等	139,327	140,839	142,381	145,254	142,735	4.9	-1.7
特定活動	47,039	64,776	62,956	65,187	103,422	3.6	58.7
永住者の配偶者等	30,972	34,632	37,998	41,517	42,905	1.5	3.3
技能	39,756	39,177	39,915	41,692	40,491	1.4	-2.9
経営・管理	21,877	24,033	25,670	27,249	27,235	0.9	-0.1
高度専門職	3,739	7,668	11,061	14,924	16,554	0.6	10.9
高度専門職1号イ	731	1,194	1,576	1,884	1,922	0.1	2.0
高度専門職1号ロ	2,813	6,046	8,774	11,886	13,167	0.5	10.8
高度専門職1号ハ	132	257	395	570	676	0.0	18.6
高度専門職2号	63	171	316	584	789	0.0	35.1
特定技能				1,621	15,663	0.5	866.3
特定技能1号				1,621	15,663	0.5	866.3
特定技能2号				0	0	0.0	—
企業内転勤	15,772	16,486	17,328	18,193	13,415	0.5	-26.3
教養	11,159	11,524	12,462	13,331	12,241	0.4	-8.2
教授	7,463	7,403	7,360	7,354	6,647	0.2	-9.6
宗教	4,428	4,402	4,299	4,285	3,772	0.1	-12.0
医療	1,342	1,653	1,936	2,269	2,476	0.1	9.1
興行	2,187	2,094	2,389	2,508	1,865	0.1	-25.6
介護		18	185	592	1,714	0.1	189.5
研究	1,609	1,596	1,528	1,480	1,337	0.0	-9.7
文化活動	2,704	2,859	2,825	3,013	1,280	0.0	-57.5
芸術	438	426	461	489	448	0.0	-8.4
報道	246	236	215	220	215	0.0	-2.3
研修	1,379	1,460	1,443	1,177	174	0.0	-85.2
法律・会計業務	148	147	147	145	148	0.0	2.1
特別永住者	338,950	329,822	321,416	312,501	304,430	10.5	-2.6

(注1) 平成29年9月1日から在留資格「介護」、同年11月1日から在留資格「技能実習3号イ及びロ」が新設された。

(注2) 平成31年4月1日から在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が新設された。

資料出所：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

■身分に基づく在留資格（入管法別表第2）

(1) 定住者

日本に在留している定住者の定義は、「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」（入管法別表第2）となっています。

具体的には、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」（平成2年法務省告示第132号、通称「定住者告示」）においてその要件が定められています。

「定住者告示」に該当する者を分かりやすく記載すると、以下のとおりです。

- ◆いわゆる日系2世であって素行が善良であるもの（告示第3号）
- ◆いわゆる日系3世であって素行が善良であるもの（告示第4号）
- ◆日本人の子である外国人の配偶者（告示第5号イ）
- ◆定住者の配偶者（告示第5号ロ）
- ◆日系人の配偶者であって素行が善良であるもの（告示第5号ハ）
- ◆日本人、永住者、特別永住者の配偶者の未成年で未婚の連れ子（告示第6号イ）
- ◆定住者の配偶者の未成年で未婚の連れ子（告示第6号ロ）
- ◆日系人の配偶者の未成年で未婚の連れ子（告示第6号ハ）
- ◆日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の在留資格を持つ配偶者の未成年で未婚の連れ子（告示第6号ニ）
- ◆日本人、永住者、定住者、特別永住者の6歳未満の養子（告示第7号）

定住者には日本における就労活動の制限がないため、職業選択の自由が与えられています。ただし、日本に在留できる期間には定めがあり、それを過ぎて日本に留まるためには在留資格の更新が必要となります。在留期間は「6か月」「1年」「3年」「5年」の4種類がありますが、その期限が切れると不法滞在者となります。

(2) 永住者

在留資格「永住者」は、「法務大臣が永住を認める者」（入管法別表第2）とされており、既に在留資格を有している外国人が在留資格の変更を希望する場合に法務大臣が与える許可です。その許可要件は、次のようになっています（入管法第22条第2項）。

許可要件

その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。

- 一 素行が善良であること。
- 二 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。 （入管法第22条第2項）

【要件一】素行が善良であること……入管法はもとより、国内法を遵守し、社会的に非難されることのない生活を営んでいることが必要となります。

【要件二】独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

……日常生活において公共の負担になっておらず、その者の職業や資産等からみて将来において安定した生活が見込まれることが必要になります。

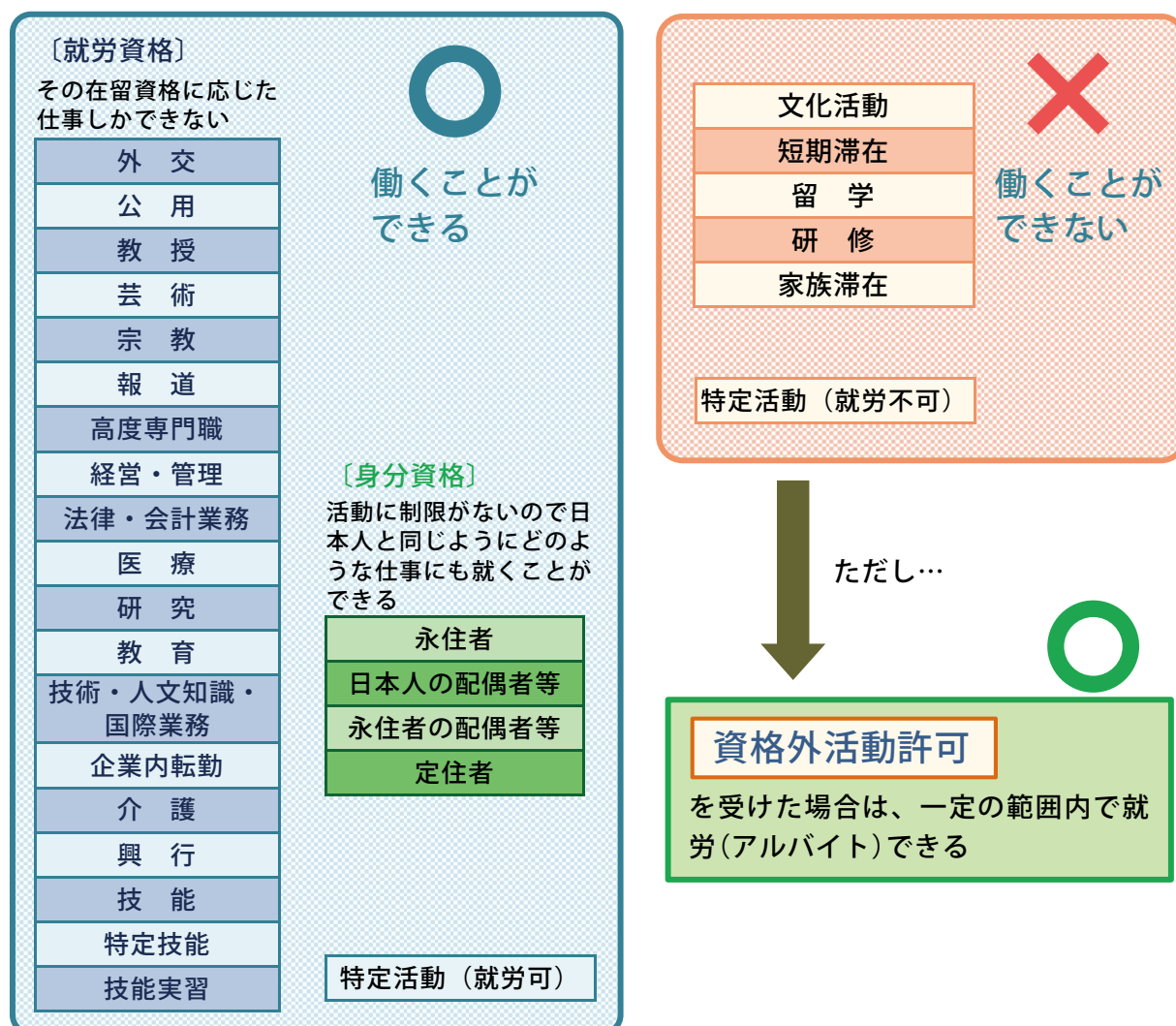
日本国の利益に合する（柱書）……引き続き日本に10年以上在留し、うち継続して5年以上就労資格または居住資格を持って在留していることが条件となります。

永住者は、定住者には在留期間が定められていることとは異なり、在留期間が「無期限」であり、就労活動の制限也没有ありません。

3 就労活動に関する規制

在留資格を、働くことができる在留資格と働くことができない在留資格に分けてみると、次図のようになります。

図1 働くことができる在留資格・働くことができない在留資格



■特定活動

「特定活動」とは、他の在留資格に該当しない受け皿として「法務大臣が個々の外国人について特に活動を指定する在留資格」のことです。対象となる外国人にはその活動を記載した「指定書」が交付されています。

特定活動の場合、働くことができる（就労可）場合と、できない（就労不可）場合があります。在留カードには「特定活動」としか記載されていないので、就労できるか否かはその「指定書」の内容を確認することにより判断できます。指定書が交付されている場合は、パスポートに添付されています。

特定活動には、次の種類があります。

① 入管法に規定されている特定活動

特定研究活動など3種類あります。

② 告示特定活動

ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップなど46種類あります。

③ 告示外特定活動

卒業した留学生が卒業後に就職活動を行う活動などがあります。

(→この場合、アルバイト等の就労をするには資格外活動の許可が必要です。)

④ 特例措置によるもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた外国人労働者が、再就職し、就労が継続できるよう、当面の間の特例措置として、「特定活動（就労可）」の在留資格を許可することとされています。

例)・技能実習を修了し、帰国が困難となった外国人

- ・解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- ・解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者 など

■資格外活動の許可

外国人が現に有する在留資格の活動のほかに、収入を伴う活動を行おうとする場合には、あらかじめ出入国在留管理庁から資格外活動の許可を受ける必要があります。この許可は、本来の在留資格に属する活動を阻害しない範囲で付与されます。

なお、資格外活動許可について、在留資格「留学」「家族滞在」を有している場合は、就労先を特定せず、包括的に申請することができます。また、継続就職活動もしくは内定後就職までの在留を目的とする「特定活動」の在留資格をもって在留する者またはこれらの者に係る家族滞在活動としての「特定活動」を有している場合にも、包括的に申請することができます。

在留資格「文化活動」を有している場合は、就労先が内定した段階で個別に申請することになります。

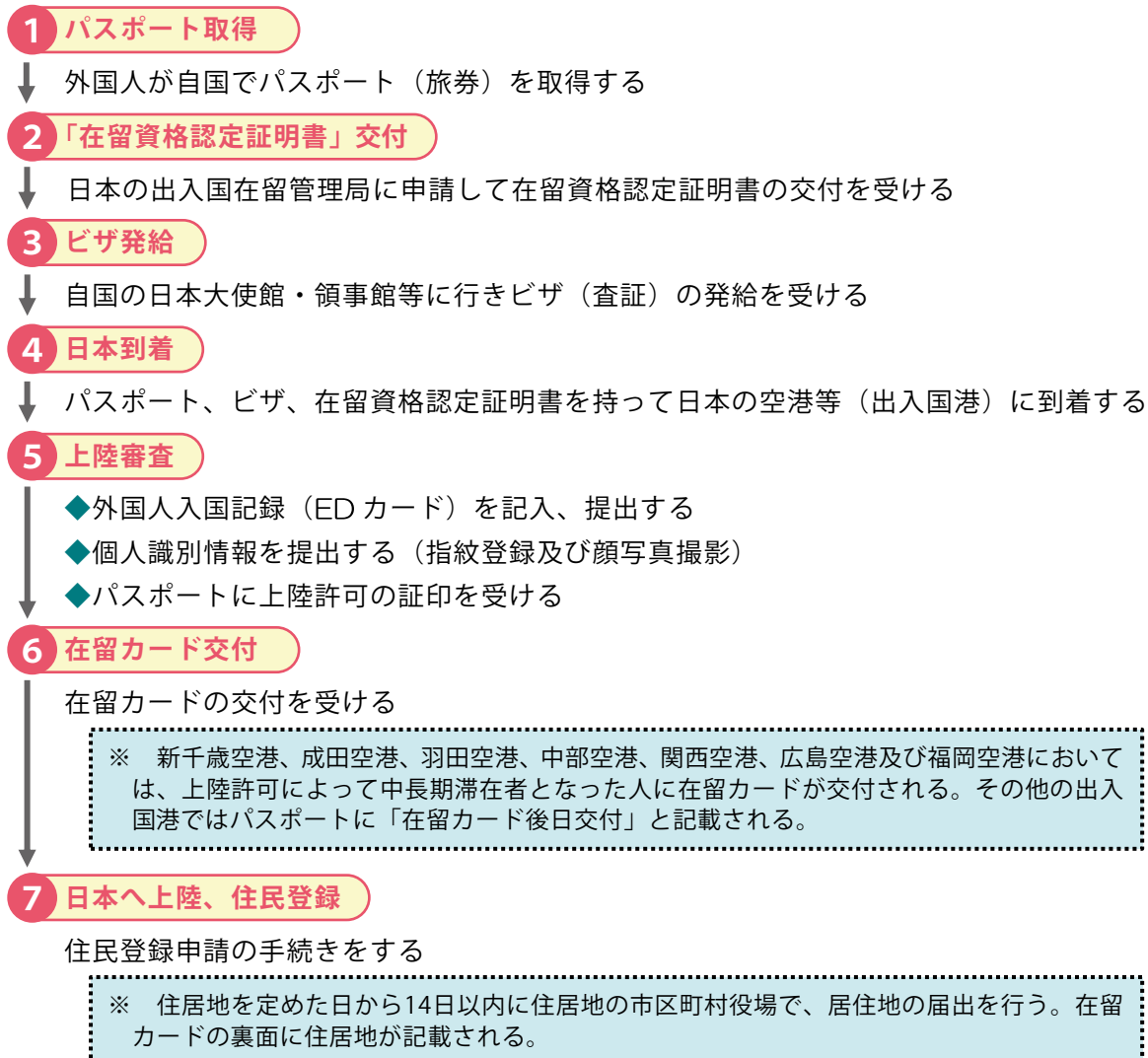
表3 就労できない在留資格の外国人における「資格外活動許可」

		許可の区分	就労可能時間	
			1週間の就労可能時間	教育機関が学則で定める長期休業期間の就労可能時間
留学生	大学等の学部生及び大学院生	包括許可	一律28時間以内 ○どの曜日から1週の起算をした場合でも常に1週について28時間以内であること。 ○複数の事業所において就労する場合、すべての事業所における就労時間を合算して28時間以内であること。 ○留学の在留資格をもって在留する者については、教育機関に在籍している間に行うものに限る。	1日につき8時間以内
	大学等の聴講生・専ら聴講による研究生			
	専門学校等の学生			
家族滞在		包括許可		
特定活動 (継続就職活動もしくは内定後就職までの在留を目的とする者、またはこれらの者に係る家族滞在活動を行う者)				
文化活動		個別許可 (勤務先、仕事内容を特定)	許可の内容を個別に決定	

■外国人が就労目的で日本に入国するときの手続き

外国人が就労目的で日本に入国する場合は、一般的には、次のような手続きによります。

図2 外国人が就労目的で日本に入国するときの手続き（例）



Key Word パスポート（旅券）とビザ（査証）

パスポートは、各国政府が発行し、国外への渡航者の国籍や身分を証明するものです。

ビザは、渡航先国が外国人に入国を許可するために発行するものです。外国人の持っているパスポートが有効であることの確認と、入国させても支障がないという推薦の意味があります。

短期間の滞在を予定する外国人については、国際移動の円滑化を図るため、国と国との間で相互に査証を免除する取決めを結ぶことがあります。2020年1月1日現在、日本は68の国・地域の一般旅券所持者に対する査証免除措置を実施しています。

入国と上陸

入国とは、外国人が領海内に入ること（入管法第2章第1節）、上陸とは、外国人が領土に入ること（同第2節）とされています。

Key Word 在留カード

在留カードは、中長期在留者（次の①～⑥のいずれにも当てはまらない外国人）に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

- ① 3月以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④ 「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）もしくは駐日パレスチナ総代表部の職員またはその家族の人
- ⑤ 特別永住者（特別永住者には「特別永住者証明書」が交付される。）
- ⑥ 在留資格を有しない人

また、在留カードの確認方法については、次図のとおりです。

図3 在留カード確認システム

1 番号の確認

下記の出入国在留管理庁ホームページの「在留カード等番号失効情報照会」を利用すると、当該番号が失効していないかについて確認できる。

▶ <https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>

2 身分事項、顔写真等の情報の確認

下記の出入国在留管理庁が開発した「在留カード等読取アプリケーション」を利用すると、在留カード等のICチップ内に保存されている身分事項や顔写真等の情報と券面の記載を見比べることができる。

▶ <https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>

【在留カードの見方】

• 生年月日、性別、国籍・地域

• 在留カード番号

• 氏名
※原則として、旅券のローマ字氏名で表記され、申出により漢字氏名も併記可能（漢字氏名を証明する資料が必要）ですが、**通称名は記載されません（特別永住者証明書も同様）。**

• 住居地
たて 54.0 mm

• 在留資格

• 在留期間及び在留期間の満了日

• 許可の種類
• 許可年月日
• 交付年月日
• 在留カードの有効期間の満了日

• 就労制限の有無

• 在留期間更新許可申請中又は在留資格変更許可申請中である旨が記載されます。
※「特例期間」（入管法第20条第5項等）に留意

※申請を行った場合、申請に係る処分日または在留期間の満了日から2か月を経過する日のいずれか早い日までは、在留カードは失効しません（在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日となっている者を除く）。

住居地記載欄

届出年月日	住居地	記載事項
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都区民

裏面

資格外活動許可欄

資格外活動許可欄	在留資格更新許可欄
許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格更新許可申請中

• 資格外活動許可の概要

COLUMN 外国人雇用状況の届出

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）抜粋

（外国人雇用状況の届出等）

第 28 条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（罰則）

第 40 条（抄）

次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

二 第 28 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない人で、在留資格「外交」「公用」以外の人が届出の対象となります。

※「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされていますので確認・届出の必要はありません。

●届出の方法

外国人雇用状況の届出方法については、該当する外国人が雇用保険の被保険者か否かによって、使用する様式や届出先、届出期限が異なります。

●届出事項の確認

外国人労働者の在留カード、パスポート、指定書などの提示を求めて確認してください。

COLUMN 不法就労

不法就労となるのは次の 3 つの場合です。

①不法滞在者や被退去強制者が働くケース

例) ・密入国した人や在留期間の切れた人が働く
・退去強制されることが既に決まっている人が働く

②出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

③出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

例) ・外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場や事務所で単純労働者として働く
・留学生が許可された時間数を超えて働く

不法就労については、事業主も処罰の対象となります。

◆不法就労させたり、不法就労をあっせんした人

⇒「不法就労助長罪」3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金

（外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。）

◆不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主

⇒退去強制の対象

4 特定技能制度

■特定技能制度とは

特定技能の在留資格に係る制度（以下「特定技能制度」といいます。）は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取

表 4 分野別運用方針について（14 分野）（令和 2 年 2 月 28 日改正）

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項
		受入れ見込数 (5 年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務
厚労省	介護	60,000 人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1 試験区分〕
	ビルクリーニング	37,000 人	ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・建築物内部の清掃 〔1 試験区分〕
経産省	素形材産業	21,500 人	製造分野特定技能 1 号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・ casting ・金属プレス加工 ・仕上げ ・溶接 ・鍛造 ・工場板金 ・機械検査 ・ダイカスト ・めっき ・機械保全 ・機械加工 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・塗装 〔13 試験区分〕
	産業機械製造業	5,250 人	製造分野特定技能 1 号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・ casting ・鉄工 ・機械保全 ・プリント配線板製造 ・鍛造 ・工場板金 ・電子機器組立て ・溶接 ・ダイカスト ・めっき ・電気機器組立て ・工業包装 ・機械加工 ・仕上げ ・プラスチック成形 ・塗装 ・機械検査 ・金属プレス加工 〔18 試験区分〕
	電気・電子情報関連産業	4,700 人	製造分野特定技能 1 号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・機械加工 ・仕上げ ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・金属プレス加工 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・工場板金 ・電子機器組立て ・塗装 ・めっき ・電気機器組立て ・溶接 〔13 試験区分〕
国交省	建設	40,000 人	建設分野特定技能 1 号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・型枠施工 ・屋根ふき ・建築大工 ・左官 ・電気通信 ・配管 ・コンクリート圧送 ・鉄筋施工 ・建築板金 ・トンネル推進工 ・鉄筋継手 ・保温保冷 ・建設機械施工 ・内装仕上げ／表装 ・吸付ウレタン断熱 ・土工 ・とび ・海洋土木工 〔18 試験区分〕
	造船・船用工業	13,000 人	造船・船用工業分野特定技能 1 号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て 〔6 試験区分〕
	自動車整備	7,000 人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 〔1 試験区分〕
	航空	2,200 人	特定技能評価試験(航空分野：空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2 試験区分〕
	宿泊	22,000 人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1 試験区分〕
農水省	農業	36,500 人	農業技能測定試験(耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2 試験区分〕
	漁業	9,000 人	漁業技能測定試験(漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) 〔2 試験区分〕
	飲食品製造業	34,000 人	飲食品製造業特定技能 1 号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) 〔1 試験区分〕
	外食業	53,000 人	外食業特定技能 1 号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1 試験区分〕

3 その他重要事項	
雇用形態	受入れ機関に対して特に課す条件
直接	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
直接	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
直接	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと
直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
直接	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
直接	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の事業所に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（以下「特定産業分野」といいます。）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することを意義として、2019年4月に創設されました。

政府は、特定技能制度の適正な運用を図るため「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」を策定し、法務大臣は、特定産業分野を所管する行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して各分野における「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（以下「分野別運用方針」といいます。）を策定しています（入管法第2条の3、第2条の4）。

また、特定技能制度に関する関係法令の解釈や運用上の留意点を明らかにするための「特定技能外国人受入れに関する運用要領」及び各分野別運用方針についての細目を定めた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領」（以下「分野別運用要領」といいます。）が策定されています。

■特定技能の在留資格

特定技能には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。

特定技能1号は、特定産業分野に属する**相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務**に従事する外国人向けの在留資格であり、特定技能2号は、特定産業分野に属する**熟練した技能を要する業務**に従事する外国人向けの在留資格です。各在留資格のポイントは次表のとおりです。

表5 特定技能1号と特定技能2号のポイント

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6か月または4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年または6か月ごとの更新、上限は無し
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入機関または登録支援機関による支援	支援の対象（支援の実施が求められている）	支援の対象外
受入れ分野 「入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」（分野省令）	14分野 ◎介護分野 ◎ビルクリーニング分野 ◎素形材産業分野 ◎産業機械製造業分野 ◎電気・電子情報関連産業分野 ◎建設分野 ◎造船・船用工業分野 ◎自動車整備分野 ◎航空分野 ◎宿泊分野 ◎農業分野 ◎漁業分野 ◎飲食料品製造業分野 ◎外食業分野	2分野 ◎建設分野 ◎造船・船用工業分野

特定技能の在留資格を取得するには、「一定の技能や日本語能力を確認する試験（特定技能評価試験）に合格する」または「技能実習2号以上を良好に修了して特定技能評価試験免除で特定技能1号に移行する」必要があります。

各分野の特定技能評価試験、従事する業務、受入れ機関に対して特に課す条件等は14～15頁の表4のとおりです（分野別運用方針、分野別運用要領）。

技能実習から特定技能に移行できるのは次表のとおりです。

表 6 技能実習 2 号移行対象職種と特定技能 1 号における分野（業務区分）との関係

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（令和 3 年 3 月 16 日現在 85 職種 156 作業）

1 農業関係（2 職種 6 作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
耕種農業	施設園芸	農業（耕種農業全般）
	畑作・野菜	
	果 樹	
畜産農業	養 豚	農業（畜産農業全般）
	養 鶏	
	酪 農	

2 漁業関係（2 職種 10 作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業（漁業）
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	棒受網漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業（養殖業）

3 建設関係（22 職種 33 作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
さく井	パーカッション式さく井工事	
	ロータリー式さく井工事	
建築板金	ダクト板金	建設（建築板金）
	内外装板金	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工	
建具製作	木製建具手加工	
建築大工	大工工事	建設（建築大工）
型枠施工	型枠工事	建設（型枠施工）
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設（鉄筋施工）
と び	と び	建設（とび）
石材施工	石材加工	
	石張り	
タイル張り	タイル張り	
かわらぶき	かわらぶき	建設（屋根ふき）
左 官	左 官	建設（左官）

職種名	作業名	分野（業務区分）	
配 管	建築配管	建設（配管）	
	プラント配管		
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設（保温保冷）	
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	建設（内装仕上げ）	建設（表装）
	カーペット系床仕上げ工事		
	鋼製下地工事		
	ボード仕上げ工事		
	カーテン工事		
サッシ施工	ビル用サッシ施工		
防水施工	シーリング防水工事		
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事		
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事		
表 装	壁 装	建設（表装）	建設（内装仕上げ）
建設機械施工	押土・整地	建設（建設機械施工）	
	積込み		
	掘 削		
	締固め		
築 炉	築 炉		

4 食品製造関係（11 職種 18 作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）	
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般 （飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工・安全衛生））	
食鳥処理加工業	食鳥処理加工		
加熱性水産加工食品製造業	節類製造		
	加熱乾製品製造		
	調味加工品製造		
	くん製品製造		
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造		
	乾製品製造		
	発酵食品製造		
	調理加工品製造		
	生食用加工品製造		
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	飲食料品製造業全般 （飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工・安全衛生））	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造		
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造		
パン製造	パン製造		
そう菜製造業	そう菜加工		
農産物漬物製造業	農産物漬物製造		
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業	

5 繊維・衣服関係（13 職種 22 作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
紡績運転	前紡工程	
	精紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
染 色	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

6 機械・金属関係（15 職種 29 作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）			
鋳 造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材産業 （鋳造）	産業機械製造業 （鋳造）		
	非鉄金属鋳物鋳造				
鍛 造	ハンマ型鍛造	素形材産業 （鍛造）	産業機械製造業 （鍛造）		
	プレス型鍛造				
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	素形材産業 （ダイカスト）	産業機械製造業 （ダイカスト）		
	コールドチャンバダイカスト				
機械加工	普通旋盤	素形材産業 （機械加工）	産業機械製造業 （機械加工）	電気・電子情報関連産業 （機械加工）	造船・船用工業 （機械加工）
	フライス盤				
	数値制御旋盤				
	マシニングセンタ				
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業 （金属プレス加工）	産業機械製造業 （金属プレス加工）	電気・電子情報関連産業 （金属プレス加工）	

職種名	作業名	分野（業務区分）			
鉄 工	構造物鉄工		産業機械製造業 （鉄工）		造船・船用工業 （鉄工）
工場板金	機械板金	素形材産業 （工場板金）	産業機械製造業 （工場板金）	電気・電子情報関 連産業 （工場板金）	
めっき	電気めっき	素形材産業 （めっき）	産業機械製造業 （めっき）	電気・電子情報関 連産業（めっき）	
	溶融亜鉛めっき				
アルミニウム陽極 酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業 （アルミニウム）			
仕上げ	治工具仕上げ	素形材産業 （仕上げ）	産業機械製造業 （仕上げ）	電気・電子情報関 連産業 （仕上げ）	造船・船用工業 （仕上げ）
	金型仕上げ				
	機械組立仕上げ				
機械検査	機械検査	素形材産業 （機械検査）	産業機械製造業 （機械検査）		
機械保全	機械系保全	素形材産業 （機械保全）	産業機械製造業 （機械保全）	電気・電子情報関 連産業 （機械保全）	
電子機器組立て	電子機器組立て		産業機械製造業 （電子機器組立て）	電気・電子情報関 連産業 （電子機器組立て）	
電気機器組立て	回転電機組立て		産業機械製造業 （電気機器組立て）	電気・電子情報関 連産業 （電気機器組立て）	
	変圧器組立て				
	配電盤・制御盤組 立て				
	開閉制御器具組立 て				
	回転電機巻線製作				
プリント配線板製 造	プリント配線板設 計	産業機械製造業 （プリント配線板 製造）	電気・電子情報関 連産業 （プリント配線板 製造）		
	プリント配線板製 造				

7 その他（19 職種 35 作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）			
家具製作	家具手加工				
印 刷	オフセット印刷				
	グラビア印刷				
製 本	製 本				
プラスチック成形	圧縮成形		産業機械製造業 (プラスチック 成形)	電気・電子情報関 連産業 (プラスチック 成形)	
	射出成形				
	インフレーション 成形				
	ブロー成形				

職種名	作業名	分野（業務区分）			
強化プラスチック成形	手積み積層成形				
塗 装	建築塗装	素形材産業（塗装）	産業機械製造業（塗装）	電気・電子情報関連産業（塗装）	
	金属塗装				造船・船用工業（塗装）
	鋼橋塗装				
	噴霧塗装				造船・船用工業（塗装）
溶 接	手溶接	素形材産業（溶接）	産業機械製造業（溶接）	電気・電子情報関連産業（溶接）	造船・船用工業（溶接）
	半自動溶接				
工業包装	工業包装		産業機械製造業（工業包装）	電気・電子情報関連産業（工業包装）	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き				
	印刷箱製箱				
	貼箱製造				
	段ボール箱製造				
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形				
	圧力鋳込み成形				
	パッド印刷				
自動車整備	自動車整備	自動車整備			
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング			
介 護	介 護	介 護			
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ				
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造				
宿 泊	接客・衛生管理				
RPF 製造	RPF 製造				
鉄道施設保守整備	軌道保守整備				
ゴム製品製造	成形加工				
	押出し加工				
	混練り圧延加工				
	複合積層加工				

○ 社内検定型の職種・作業（1 職種 3 作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング
	航空貨物取扱	
	客室清掃	

■特定技能在留外国人の現状

特定技能在留外国人数は増加し続け、2021年9月末現在速報値で38,337人（すべて特定技能1号）となっています（出入国在留管理庁調べ）。

分野別で見ると、飲食料品製造業が13,826人で全体の36.1%、続いて農業が5,040人で13.1%、介護が3,947人で10.3%と続いています。飲食料品製造業は6か月ごとの増加数が他の分野を大きく上回っています。

国籍・地域別で見ると、1位はベトナムで23,972人（全体の62.5%）、2位が中国からフィリピンに変わって3,591人（同9.4%）となっています。

Key Word

特定技能外国人を雇用する事業主

特定技能制度で外国人労働者を雇用する者を、入管法では「特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（特定技能所属機関）」といい（入管法第19条の18）、一般的には「受入機関」といっています。

■特定技能外国人の雇用における注意点

(1) 受入機関が外国人を受け入れるための基準（入管法第2条の5）

①**外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準**（特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下「特定技能基準省令」といいます。）第1条）

- ◆報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ◆一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ◆受入機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること など

②**受入機関自体が満たすべき基準**（特定技能基準省令第2条）

- ◆労働・社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ◆1年以内に受入機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ◆欠格事由（5年以内に関係法律による刑罰を受けたこと、5年以内に技能実習法の実習認定の取消しを受けたこと、出入国または労働に関する法令に関し不正または著しく不当な行為をした者^{*1}等）に該当しないこと
- ◆特定技能外国人の活動内容に係る文書^{*2}を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ◆役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること（★）
- ◆外国人が十分理解できる言語で支援を実施できる体制を有していること（★）
- ◆支援責任者等が欠格事由に該当しないこと（★） など

★印の基準は登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要。

*1 想定される行為の例：外国人の就労活動に関し、安衛法に定められた措置を講じていない場合（個別具体的な事案の重大性に依りて該当性が判断される）。

*2 活動内容に係る文書とは少なくとも次の事項が記載されていなければなりません。

特定技能外国人の名簿（氏名、生年月日等）、特定技能外国人の活動状況に関する帳簿（活動場所、従事した業務の内容、安全衛生（労働災害及び健康診断を含む。）の確保状況、行政機関からの指導または処分に関する内容等）など。

③外国人を支援する計画^{*3}が満たすべき基準（特定技能基準省令第3条）

- ◆賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援、預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約の支援
- ◆出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- ◆外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること など

(2) 外国人本人に関する基準（入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令（「上陸基準省令」）特定技能1号、2号）

- ◆18歳以上であること
- ◆健康状態が良好であること

■外国人の健康状態の確認

- ① 新たに入国する場合（在留資格認定証明書交付申請を行う場合）には、申請の日から遡って3か月以内に、日本で行おうとする活動を支障なく行うことができる健康状態にあることについて、医師の診断を受けなければなりません。

【参考様式（※）「健康診断個人票」→安定的・継続的に就労活動を行うことについて健康上の支障がない旨の医師の署名が必要】

- ② 技能実習生等で在留中の者が特定技能へ在留資格を変更しようとする場合（在留資格変更許可申請を行う場合）には、申請の日から遡って3か月以内に、日本の医療機関で医師の診断を受けていれば診断書を提出することとして差し支えありません。
- ③ 健康診断項目のうち、「胸部エックス線検査」に異常所見がある場合には、喀痰（かくたん）検査を実施し、活動性結核でないことを確認することが求められます。
- ④ 健康診断を受診するに当たって、受診者本人の申告書を健康診断受診後に作成することに留意してください。

【参考様式別紙「受診者の申告書」→通院歴、入院歴、手術歴、投薬歴のすべてを医師に申告したうえで医師の診断を受けた旨記載】

（※）出入国在留管理庁 HP「在留資格『特定技能』に関する参考様式（新様式）」

- ◆保証金の徴収等をされていないこと
- ◆必要な技能を有していることが証明されていること など

(3) 分野別の基準

特定産業分野ごとの特有の事情に鑑みて個別に定める基準に適合していることも求められています（14～15 頁の表 4 参照）。

(4) 受入機関の届出事項等（入管法第19条の18、入管法施行規則第19条の17、第19条の18）

受入機関の各種届出については、次頁のとおりです。

^{*3} 特定技能制度においては、「特定技能1号」で在留する外国人を雇用する受入機関は、当該外国人の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようするための職業生活上、日常生活上または社会生活上の支援を実施する必要があります。そのため、受入機関は、「1号特定技能外国人支援計画」を作成しなければなりません。

表 7 特定技能に係る受入機関の届出事項等一覧

種別	届出書	特記事項・留意点	期限	届出先
随時届出	特定技能雇用契約に係る届出書	特定技能雇用契約について、①変更、②終了、③新たな契約締結があった場合	事由発生日から14日以内	地方出入国在留管理局
	支援計画変更に係る届出書	1号特定技能外国人支援計画について、変更があった場合		
	支援委託契約に係る届出書	登録支援機関との委託契約について、①締結、②変更、③終了があった場合		
	受入れ困難に係る届出書	特定技能外国人の受入れが困難となった場合（行方不明、死亡等）		
	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書	出入国または労働に関する法令に関し不正または著しく不当な行為があったことを知った場合		
定期届出	受入れ状況に係る届出書	受け入れている特定技能外国人ごとに特定技能の活動を行った日数、場所、従事した業務の内容等	翌四半期の初日から14日以内	
	支援実施状況に係る届出書	1号特定技能外国人に対する支援の実施状況（支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は届出不要）		
	活動状況に係る届出書	◆特定技能外国人及び比較対象者に対する報酬支払状況、離職者数、行方不明者数、社会保険の加入状況、労働保険の適用状況等 ◆特定技能外国人の安全衛生に関する状況^(※) ※届出の参考様式では、次のようにされている。 (1) 労働安全衛生の確保 雇用する全ての特定技能外国人について、 ☐ 労働安全衛生法の規定を遵守し安全衛生の確保を行っている。 ☐ 労働安全衛生法の規定に反する行為を行った（詳細については理由書を添付する）。 のいずれかを選択する。 (2) 届出対象期間内に、労働災害が発生した場合はその状況及び対応の詳細を記載した理由書を添付する。 ◆特定技能外国人の受入れに要した費用の額等		

(5) 罰 則

次の行為については罰則等の適用があります。

表 8 特定技能に係る入管法上の罰則等

対 象	内 容	罰 則
入管法第 19 条の 21 第 1 項 (改善命令等)	入管法第 19 条の 21 第 1 項の規定による処分に違反した者	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (両罰規定あり)
入管法第 19 条の 18 第 1 項第 1 号 (特定技能雇用契約に係る届出)	入管法第 19 条の 18 第 1 項第 1 号の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30 万円以下の罰金 (両罰規定あり)
入管法第 19 条の 18 第 2 項第 1 号 (特定技能外国人の氏名及びその活動内容その他の法務省令で定める事項の届出)	入管法第 19 条の 18 第 2 項第 1 号の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30 万円以下の罰金 (両罰規定あり)
入管法第 19 条の 20 第 1 項 (報告徴収等)	入管法第 19 条の 20 第 1 項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	30 万円以下の罰金 (両罰規定あり)
入管法第 19 条の 18 第 1 項第 2 号、第 3 号及び 4 号 (支援計画の変更の届出、第 2 条の 5 第 5 項の契約に係る届出、受入れ困難に係る届出及び不正行為に係る届出)	入管法第 19 条の 18 第 1 項（第 1 号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10 万円以下の過料
入管法第 19 条の 18 第 2 項第 2 号及び第 3 号 (支援の実施状況の届出及び活動内容に係る届出)	入管法第 19 条の 18 第 2 項（第 1 号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10 万円以下の過料

■登録支援機関（入管法第 19 条の 23 ～第 19 条の 34、入管法施行規則第 19 条の 19 ～第 19 条の 24）

受入機関は、特定技能外国人への支援を実施しなければなりません、当該支援業務については、登録支援機関に支援計画の全部または一部を委託することもできます。

登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託した場合は、受入機関が満たすべき支援体制を満たしたものとみなされます。

登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施をさらに委託することはできません。

登録支援機関になるためには、受入機関と業務委託のための契約を結び、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要があります。登録は、5 年ごとに更新を受けなければ効力を失います。

受入機関と同様に、登録を受けるための基準と義務があります。

一度登録を受けた登録支援機関であっても、次の場合には、登録の取消しの対象となります。

- ① 登録拒否事由に該当することとなった場合
- ② 届出義務を履行しなかった場合
- ③ 委託を受けた適合 1 号特定技能外国人支援計画に基づき支援業務を行わなかった場合
- ④ 不正の手段により登録を受けた場合
- ⑤ 求められた報告等に対し虚偽の報告等を行った場合

Key Word 登録支援機関

登録支援機関は、出入国在留管理庁ホームページに掲載されています。2021年11月19日現在、6,604件登録されています。

登録支援機関になっているものには、次のようなものがあります。

- ①技能実習の監理団体
- ②在留資格や出入国在留管理庁への取次権限を有する申請取次行政書士及び申請取次弁護士
- ③外国人の就労環境の整備や人事労務の専門家である社会保険労務士
- ④外国人に対して就職・転職活動を行ってきた有料職業紹介事業者
- ⑤外国人に対して居住支援を行ってきた居住支援法人
- ⑥外国語の通訳や翻訳を事業とする会社及び個人（通訳案内士等を含む。）
- ⑦労働者の職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うキャリアコンサルタント
- ⑧その他外国人の支援を行う社団法人やNPO法人等の支援団体、企業等

COLUMN 特定技能2号の拡大検討

現在、特定技能2号は建設と造船・船用工業の2分野ですが、対象分野の追加に関する検討が行われています。

特定技能2号は、更新が必要ですが在留期間の上限はなく、家族の帯同も認められることから、長期間の就労が可能であり、10年以上継続して在留することにより永住権（在留資格「永住者」）の取得も考えられるところです。

2 外国人技能実習制度の概要と留意点

1 技能実習制度の経緯

■技能実習制度の創設

技能実習制度は、平成5年に「技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を図る」ことを目的として創設されました。当初は、1年間「研修」の在留資格で技術を習得し、さらに1年間「特定活動」で技術を向上させることとされていましたが、「研修」「特定活動」の在留資格では就労が認められていなかったことから、労働基準法をはじめとする労働関係法規に定められた「労働者」には当たらず、これらの法令は適用されないものでした。

平成22年に改正施行された入管法において、新たな在留資格である「技能実習」が創設されて就労が認められ、「労働者」として関係法規の適用を受けることとなりました。

他方、技能実習の内容や技能実習生の受入機関の基準等は、入管法とその省令を根拠法令として、技能実習生の入国等の条件として運用されてきました。そのため、監理団体や実習実施者が基準を満たさない場合であってもこれらの関係者を直接には指導・監督することはできず、技能実習生の入国を認めないという間接的な規制に止まるものでした。

■技能実習法の成立

平成 28 年 11 月 28 日に公布された外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」といいます。（法務省、厚生労働省共管）は、第 1 条で「この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法その他の出入国に関する法令及び労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進することを目的とする。」と謳っています。

それまで技能実習制度については、

- ① 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分であること
- ② 民間機関である公益財団法人国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導を行うに止まっていること
- ③ 技能実習生の保護体制が不十分であること
- ④ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分であること
- ⑤ 政府（当局）間の取決めがなく、保証金を徴収している等の不適正な送出機関が存在していること

などが指摘されてきましたが、これらに対し、それぞれ

- ① 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とすること
- ② 新たに外国人技能実習機構（認可法人）を設立し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施する
- ③ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備するとともに、実習先変更支援を充実する
- ④ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施するとともに、これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築する
- ⑤ 技能実習生の送り出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出機関の排除を目指す

こととされました。

■外国人技能実習制度の仕組み

技能実習の形態は、実習実施者の外国にある事業所など、一定の事業上の関係を有する機関から技能実習生を受け入れて技能実習を行わせる「企業単独型技能実習」と、営利を目的としない監理団体が、外国の送出機関から技能実習生を受け入れたうえで、実習実施者に対して指導監督をしながら技能実習を行わせる「団体監理型技能実習」に分けられます。基礎的な技能等を効果的・効率的に修得等する期間の技能実習 1 号及び 2 号の 3 年間に加え、応用段階での実習として技能実習 3 号の 2 年間を合わせると最長で 5 年間の実習が可能です。

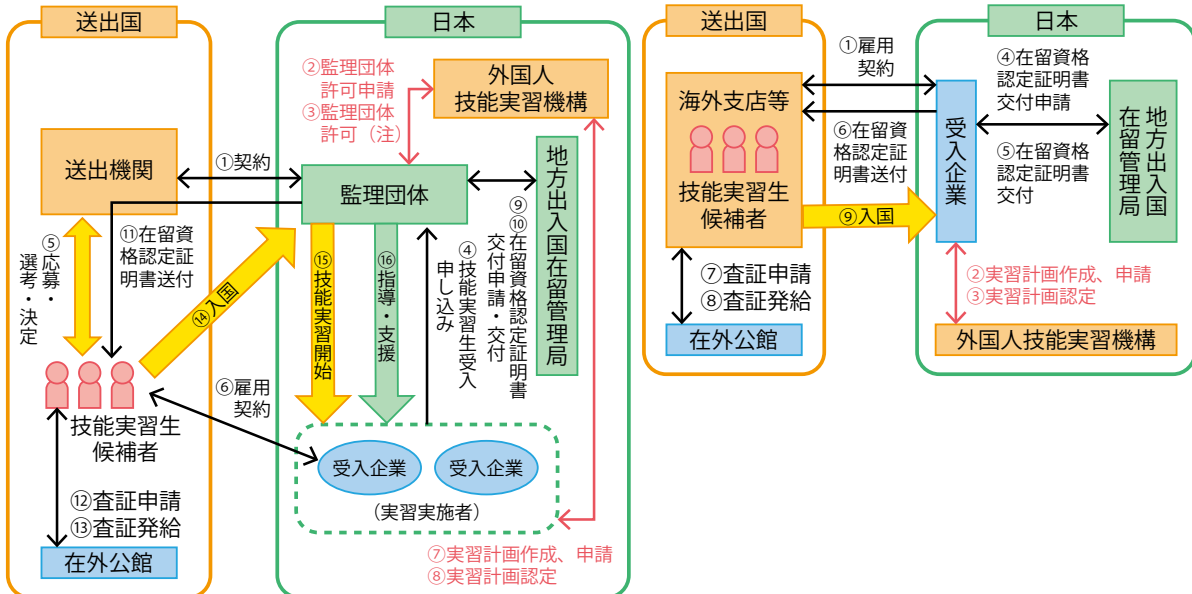
なお、技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、実習実施者との間の雇用契約の下、労働関係法令が適用されます。

図4 技能実習制度の仕組み

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

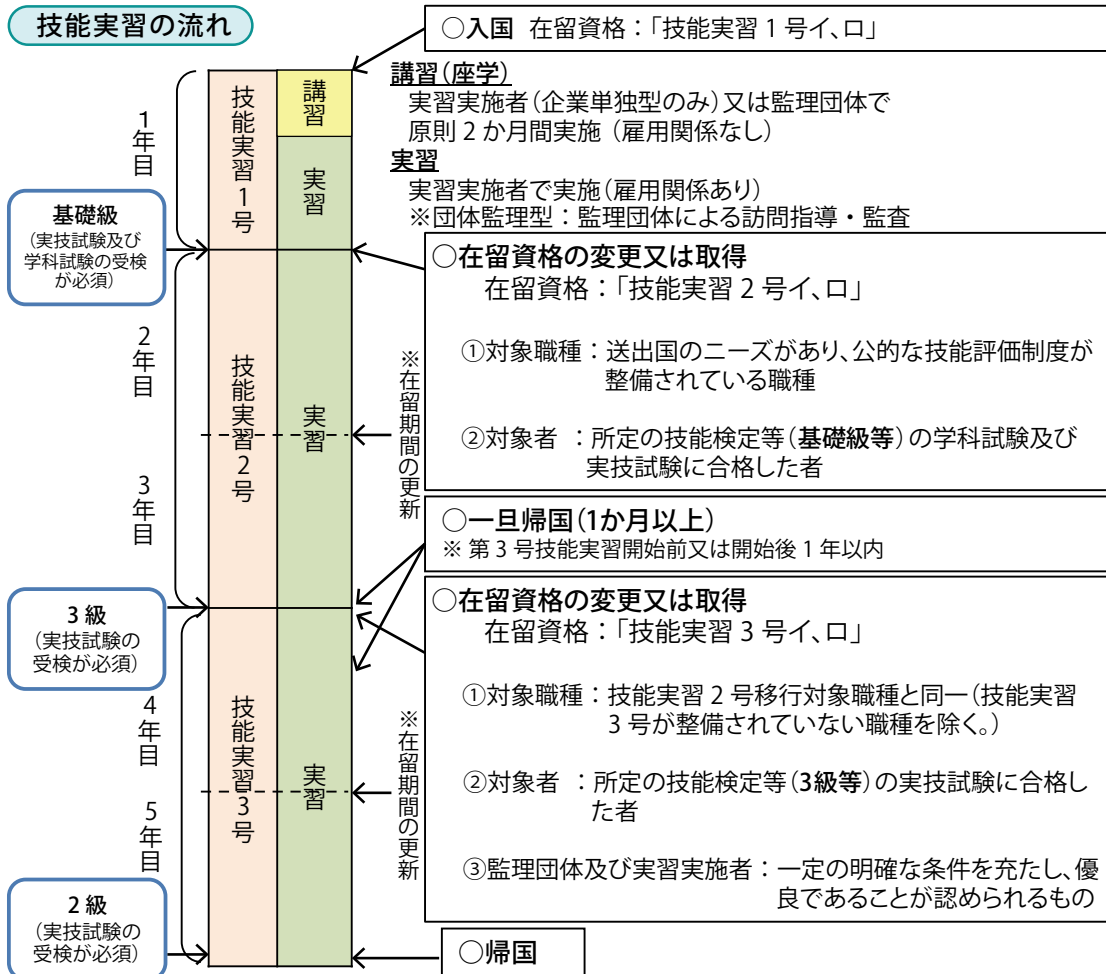
団体監理型 ▶ 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施。

企業単独型 ▶ 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施。



注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

技能実習の流れ



2号または3号の実習計画の認定を受けるためには、公的評価システムとして技能検定が整備されている「移行対象職種・作業」であることが要件として設けられており、かつ対象者が前段階の技能実習の目標と知って定めた技能検定等に合格していなければなりません。

表9 技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (85 職種 156 作業)

1 農業関係(2 職種 6 作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果 樹
畜産農業●	養 豚
	養 鶏
	酪 農

2 漁業関係(2 職種 10 作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
	ほたてがい・まがき養殖
養殖業●	

3 建設関係(22 職種 33 作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空調と機器施工	冷凍空調と機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
と び	と び
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上り施工	プラスチック系床仕上り工事
	カーペット系床仕上り工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上り工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表 装	壁 装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘 削
	締固め
築 炉	築 炉

4 食品製造関係(11 職種 18 作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業●	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造

4 食品製造関係(続き)

職種名	作業名
非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係(13 職種 22 作業)

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●△	合ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
染 色	仕上工程
	糸浸染
ニット製品製造	織物・ニット浸染
	靴下製造
たて編ニット生地製造●	丸編みニット製造
	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係(15 職種 29 作業)

職種名	作業名
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛 造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査

6 機械・金属関係(続き)

職種名	作業名
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他(19職種35作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
	手積み積層成形
強化プラスチック成形	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接

職種名	作業名
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工

○ 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種
(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

3号技能実習を実施できるのは、監理団体及び実習実施者が、法令で定める基準に適合し、優良であることが認められる必要があります。

図5 優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）の要件

- ◆ 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること(技能実習法第9条第10号)
- ◆ 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること(技能実習法第25条第1項第7号)

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

- ① 技能等の修得等に係る実績(70点)
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率等
- ② 技能実習を行わせる体制(10点)
 - ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
- ③ 技能実習生の待遇(10点)
 - ・第1号技能実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組み
- ④ 法令違反・問題の発生状況(5点(違反等あれば大幅減点))
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制(旧配点15点、新配点：45点)
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入れ実績
 - ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録等
- ⑥ 地域社会との共生(10点)
 - ・技能実習生に対する日本語学習の支援

満点 ▶ 旧配点：120点、新配点：150点※

※令和2年11月から令和3年10月までの間は、新旧いずれかの配点を選択すること。

優良な監理団体の要件

- ① **実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）**
 - ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率、監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② **技能等の修得等に係る実績（40点）**
 - ・過去3技能実習事業年度の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 等
- ③ **法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））**
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ **相談・支援体制（旧配点15点、新配点：45点）**
 - ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入れ実績
 - ・技能実習生の住環境の向上に向けた取組み 等
- ⑤ **地域社会との共生（10点）**
 - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

満点 ▶ 旧配点：120点、新配点：150点※

※令和2年11月から令和3年10月までの間は、新旧いずれかの配点を選択すること。

(1) 監理団体

監理団体は、その責務として、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習管理の責任を適切に果たすこととされています。監理団体は法律に則り、実習実施者と技能実習生との間の雇用関係のあっせんや実習実施者に対する指導監督、技能実習生の相談対応や教育などを行うものとされています。

図6 監理団体の許可基準

- ◆ 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない(技能実習法第23条、第25条)。

監理団体の主な許可基準

- ① **営利を目的としない法人であること** (※)
 - 商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
 - ② **監理団体の業務の実施の基準(下記Ⅰ～Ⅳが代表例)に従って事業を適正に行うに足る能力を有すること** (※)
 - Ⅰ 実習実施者に対する定期監査(頻度は旧制度と同じ3か月に1回以上、監査は以下の方法によることが必要)
 - ア 技能実習の実施状況の实地確認
 - イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
 - エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
 - Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施(適切な者に対しては委託可能であることを明確化)
 - Ⅲ 技能実習計画の作成指導
 - ・指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認。
 - ・適切かつ効果的に技能実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。
 - Ⅳ 技能実習生からの相談対応(技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施)
 - ③ **監理事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること**
 - ④ **個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること**
 - ⑤ **外部役員又は外部監査の措置を実施していること**
 - ⑥ **基準を満たす外国の送出機関と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること**
 - ⑦ **優良要件への適合** <第3号技能実習の実習監理を行う場合>
 - ⑧ **①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること**
 - 下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。
 - ・監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示したうえで徴収すること（法第28条）
 - ・自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
 - ・適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）
- ※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。
また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。

(※)①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

(2) 実習実施者

実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について、技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、技能実習法の基本理念にのっとり、技能実習を行わせる環境の整備に努めることとされています。

実習実施者は、関係法令を遵守し、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせる責務があるものとされています。

図7 技能実習計画の認定基準

- ◆ 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができることとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている（技能実習法第9条）。

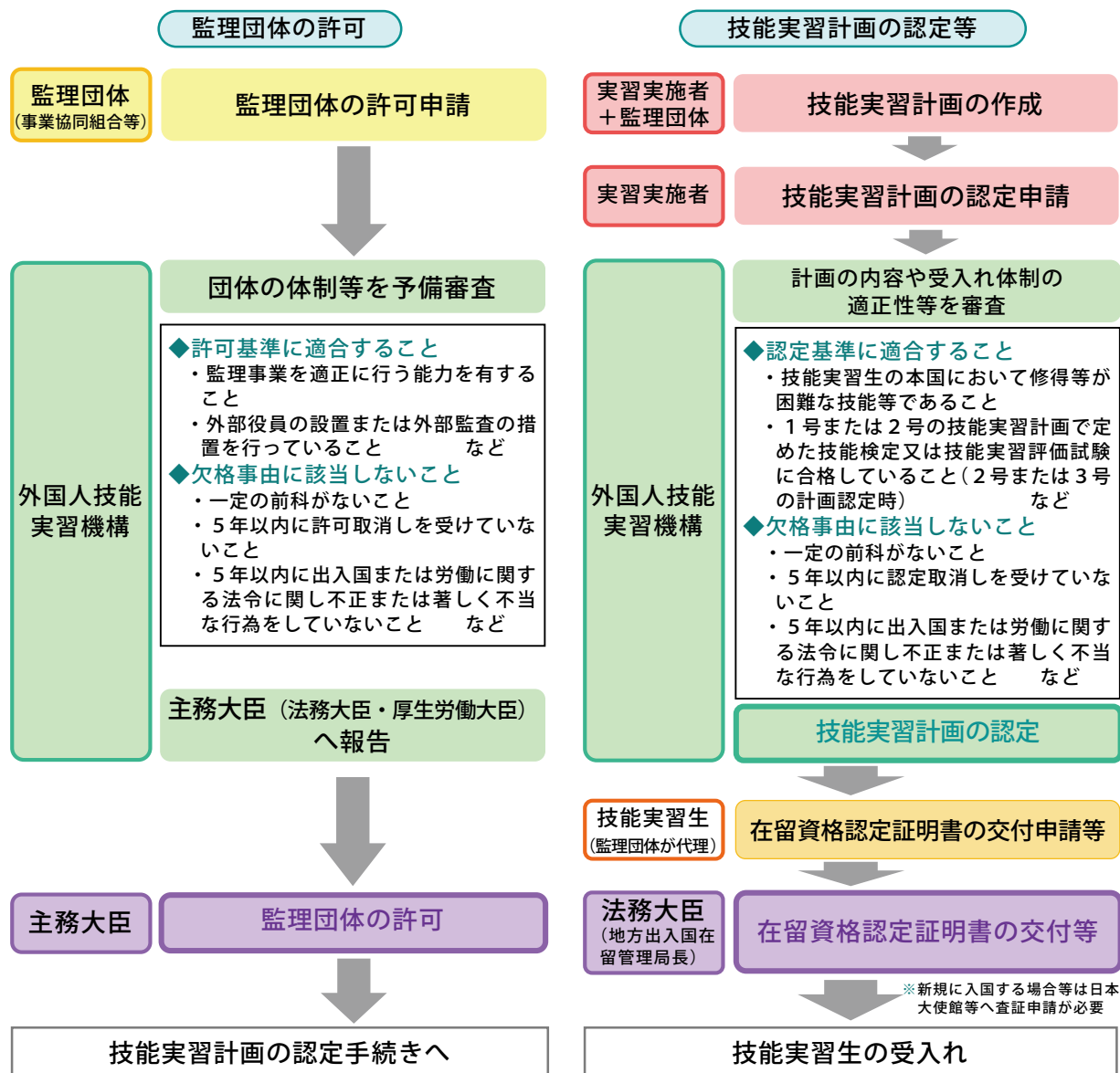
技能実習計画の主な認定基準

- ① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- ② 技能実習の目標
 （第1号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など
 （第2号の目標）技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格
 （第3号の目標）技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格
- ③ 技能実習の内容^(※)
 - ・同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと
 - ・第2号・第3号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること
 - ・技能実習を行う事業所で通常行う業務であること
 - ・移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること
 - ・技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）
 - ・帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること
 - ・第3号の技能実習生の場合は、第2号終了後に1か月以上、又は第3号開始後1年以内に1か月以上1年未満帰国していること
 - ・技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）
 - ・第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること
 - ・複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること
- ④ 実習を実施する期間（第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること）
- ⑤ 前段階における技能実習（第2号は第1号、第3号は第2号）の際に定めた目標が達成されていること
- ⑥ 技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）
- ⑦ 適切な体制・事業所の設備、責任者の選任^(※)
 - ・各事業所ごとに下記を選任していること
 - 「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員
 - 「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員
 - 「生活指導員」（技能実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員
 - ・申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと
 - ・技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること
- ⑧ 許可を受けている監理団体による実習監理を受けること＜団体監理型技能実習の場合＞
- ⑨ 日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保^(※)
 - ・報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める）
 - ・適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること
 - ・食費、居住費等名目のいかなを問わず技能実習生が定期的に負担する費用について、技能実習生との間で適正な額で合意がなされていること（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）
- ⑩ 優良要件への適合＜第3号技能実習の場合＞
- ⑪ 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと^(※)

(※) ③⑦⑨⑪ に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該要件の基準を満たすことが必要となる。

監理団体の許可と実習計画の認定等に係る手順は次のようになっています。

図8 監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順



(3) 外国の送出機関

外国の送出機関とは、団体監理型技能実習における技能実習生になろうとする者からの技能実習に係る求職の申込みを監理団体に取り次ぐことができる者として法定の要件に適合するものを指します。

また、送出国政府と日本政府との間に二国間取決めがなされている場合には、法定の要件に適合しているものとみなされます。なお、外国政府認定送出機関については、外国人技能実習機構のホームページで公表されています。

図 9 外国の送出機関

◆外国の送出機関とは（技能実習法第23条第2項）

団体監理型技能実習生になるようとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

外国の送出機関の要件

- ① 所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること
- ② 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこと
- ③ 技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること
- ④ 技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと
- ⑤ フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること
- ⑥ 当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、刑の執行の終了等から5年を経過しない者でないこと
- ⑦ 所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと
- ⑧ 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生の日本への送出しに関連して、技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと
- ⑨ 技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと
- ⑩ 技能実習生又はその家族等に対して⑧⑨の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること
- ⑪ 過去5年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと
- ⑫ その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

二国間取決めを作成した国

送出国の政府が、上記①～⑫の確認を行い、適切な送出機関を認定する。

(4) 外国人技能実習機構

外国人技能実習機構は、技能実習法に基づき法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて、平成29年1月に設立された認可法人です。

機構は、本部事務所を東京に置き、総務部、国際部、監理団体部及び技能実習部により構成され、それぞれの業務を行っています。また、全国13か所の地方事務所・支所において、各担当地域の監理団体及び実習実施者に対する実地検査、技能実習計画の認定並びに技能実習生からの相談対応等の業務を行っています（なお、監理団体の許可については、本部監理団体部審査課で業務を行っています。）。

図 10 外国人技能実習機構の組織と所掌事務

組織形態 ◆ 認可法人（発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可）

所掌事務 ◆ 技能実習計画の認定

◆ 監理団体の許可に関する調査

◆ 実習実施者の届出の受理

◆ 実習実施者・監理団体に対する報告徴収、実地検査等

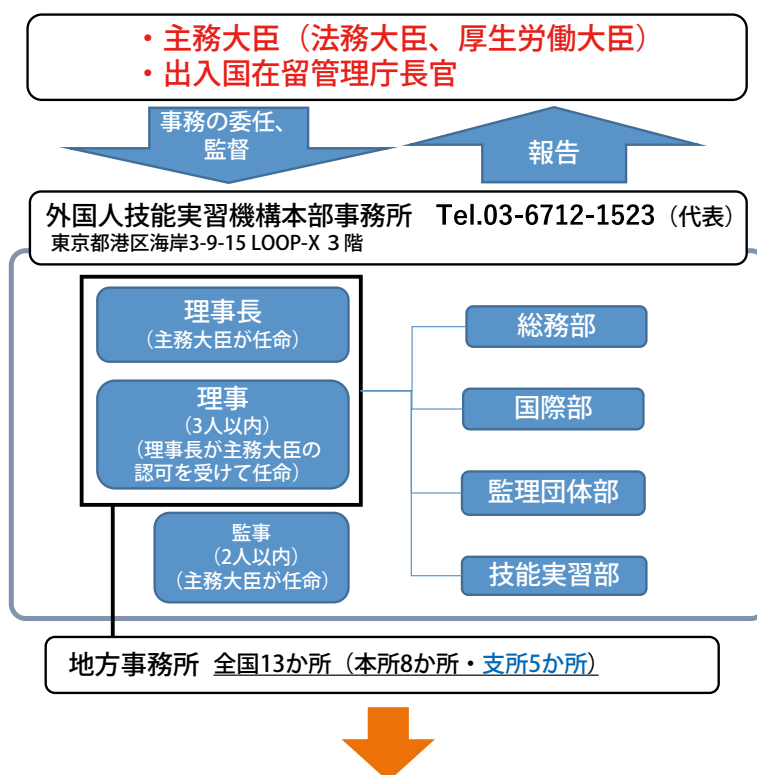
・ 監理団体（約3,200団体）への実地検査を年1回実施

・ 実習実施者（約48,000社）への実地検査を実施（3年間で全数を網羅）

◆ 技能実習に関する各種報告（監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等）の受理

◆ 技能実習生の相談対応・援助・保護

◆ 技能実習に関する調査・研究



名 称	所在地	電話番号	担当地区
札幌事務所	〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	011-596-6470	北海道
仙台事務所	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階	022-399-6326	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京事務所	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 NKビル7階	03-6433-9211	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	029-350-8852	茨城県
長野支所	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	026-217-3556	新潟県、長野県
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	052-684-8402	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	076-471-8564	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	06-6210-3351	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島鯉城通りビル3階	082-207-3123	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松事務所	〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	087-802-5850	徳島県、香川県
松山支所	〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階	089-909-4110	愛媛県、高知県
福岡事務所	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	092-710-4070	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県
熊本支所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階	096-223-5372	熊本県、宮崎県、鹿児島県

2 技能実習計画の認定と認定の取消し

■技能実習計画の認定と安全衛生教育

在留資格「技能実習」は、入管法別表第1の2において、第1号技能実習については「技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動」と定めており、この在留資格を取得するためには、技能実習を行わせようとする者（実習実施者）は、技能実習生ごとに、技能実習の実施に関する計画（以下「技能実習計画」といいます。）を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けなければなりません（技能実習法第8条第1項）。

第2号技能実習、第3号技能実習についても、「技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動」とされており、第1号技能実習と同様、技能実習生ごとに、技能実習計画を作成し、主務大臣による認定を受ける必要があります。

技能実習計画の認定基準については、技能実習法第9条第1号から第11号に定められています。安全衛生に関連する基準としては、以下の事項が定められています。

技能実習法施行規則第10条第2項（抄）

二 従事させる業務について、次のいずれにも該当するものであること。

イ～ロ 〈略〉

ハ 移行対象職種・作業に係るものにあつては、次に掲げる業務の区分に応じ、当該業務に従事させる時間が、それぞれ次に掲げる条件に適合すること。

(1) 必須業務（技能実習生が修得等をしようとする技能等に係る技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の試験範囲に基づき、技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務をいう。以下このハにおいて同じ。）業務に従事させる時間全体の2分の1以上であること。

(2) 関連業務（必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であつて、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務をいう。）業務に従事させる時間全体の2分の1以下であること。

(3) 周辺業務（必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（(2)に掲げるものを除く。）をいう。）業務に従事させる時間全体の3分の1以下であること。

二 移行対象職種・作業に係るものにあつては、ハ(1)から(3)までに掲げる業務について、それぞれ、従事させる時間のうち10分の1以上を当該ハ(1)から(3)までに掲げる業務に関する安全衛生に係る業務に充てること。

ホ 移行対象職種・作業に係るものでないものにあつては、従事させる業務に関する安全衛生に係る業務を行わせること。

ヘ ハからホまでに掲げるもののほか、技能実習の期間を通じた業務の構成が、技能実習の目標に照らして適切なものであること。

〈以下略〉

このことについて、「技能実習制度運用要領」（以下「要領」といいます。）では、次のような解釈を示しています。

要 領

- 規則第 10 条第 2 項第 2 号ハ及びニの要件については、移行対象職種・作業に係るものについては、技能等の修得等の促進を図り、効果的な技能実習を可能とする観点から、業務に従事させる時間全体と比べた必須業務、関連業務及び周辺業務の時間の割合を算出し、それぞれ、必須業務が 2 分の 1 以上、関連業務が 2 分の 1 以下、周辺業務が 3 分の 1 以下となっていることを求めるものです。

また、必須業務、関連業務及び周辺業務のそれぞれについて、従事させる時間のうち 10 分の 1 以上を安全衛生に係る業務を行わせる必要があります。

なお、移行対象職種・作業の審査基準に定めている関連業務、周辺業務は例示であり、審査基準に定めのない業務を関連業務、周辺業務として実施することも認められる場合があります。その場合、関連業務であれば、

- ・ 同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であること、
 - ・ 修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であること、
- 周辺業務であれば、
- ・ 同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（関連業務に該当するものを除く）であること、

について立証していただく必要があります。判断に悩む場合には、事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。

- 規則第 10 条第 2 項第 2 号ホの要件については、技能実習生に従事させる業務が移行対象職種・作業でない場合であっても、時間配分は定めないものの、移行対象職種・作業の場合に準じて、安全衛生に係る業務を行わせることを求めるものです。

安全衛生業務に充てる時間については配分が示されていますが、業務の内容については具体的に言及されていません。しかし、第 2 号技能実習では移行対象職種・作業（29 頁の表 9 参照）が限定されていますので、これらの職種・作業を遂行するために必要な特別教育等を、別途、実施しておく必要があります。

特別教育等を入国後講習で行う場合について、要領に次の記載がありますので注意が必要です。

要 領

- 団体監理型技能実習における入国後講習と雇用契約の発効
 - ・ 団体監理型技能実習においては、実習実施者と技能実習生との間の雇用契約が発効する前に監理団体が実施する講習のみを入国後講習の時間数として計算することができます。このため、雇用契約発効後に行われる講習は、監理団体が実施した場合であっても規則で規定する入国後講習の必要時間数に含めません。
 - ・ 技能実習生が危険又は有害な業務に従事することが予定されている場合に、法令で義務付け

られている技能講習、特別教育等を受講する必要がある場合がありますが、これについては、特に必要と認められる場合を除き、入国後講習終了後に各実習実施者における技能等修得活動中に受講させるものであることが望ましいものです。

なお、入国後講習期間中に受講させる場合であっても、

- ①当該講習等が実習実施者による指揮命令を受けるものでないこと
 - ②監理団体の責任の下で行われること
 - ③実習実施者の施設で行われるものでないこと
 - ④事故等により負傷等した場合の補償措置が講じられていること
 - ⑤技能実習計画の認定申請時に技能講習等の実施時期、場所等が記載され、入国後講習として行うことが明らかになっていること
- 等が必要です。

■実地検査及び報告徴収と認定の取消し

主務大臣は、技能実習計画の認定に関する業務について、必要な限度において、実習実施者に対し、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、もしくは出頭を求め、または主務大臣の職員に質問もしくは立入検査ができると定められています（技能実習法第13条第1項）。

また、技能実習法第12条第1項により外国人技能実習機構に認定事務の全部または一部を行わせるときは、必要な限度において、外国人技能実習機構の職員が実習実施者に対して必要な報告または帳簿書類の提出もしくは提示を求め、関係者に対して質問をし、または実習実施者の設備もしくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるとされています（技能実習法第14条第1項）。

これらの実地検査や報告徴収によって、主務大臣が、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき、またはこの法律その他出入国もしくは労働に関する法律もしくはこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該実習実施者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命じることができることとされています（技能実習法第15条第1項）。併せて、改善を命じたときには公示されることとされ（技能実習法第15条第2項）、制度創設以後、これまで改善命令が発せられた11件について、厚生労働省及び外国人技能実習機構のホームページ等に「実習実施者」「代表者」「住所」「処分理由」「処分年月日」が公示されています。

実地検査について、要領では次のように解説されています。

要 領

- この外国人技能実習機構が行う実地検査等については、虚偽の回答を行ったりする等、一定の場合に技能実習計画の認定の取消事由となる（技能実習法第16条）ほか、調査への協力が得られない場合には、技能実習計画の認定に必要な情報が得られないため技能実習計画が認定されないこととなります。

- なお、外国人技能実習機構は、監理団体に対して1年に1回程度の頻度、実習実施者に対して3年に1回程度の頻度で定期的に実地検査を行うこととしていますので、機構が行う検査には積極的に協力し、自らが行う技能実習の内容が適正に行われていることを明らかにすることが求められます。
- 一度認定された技能実習計画であっても、認定計画に従って技能実習を実施していない場合や、認定基準を満たさなくなった場合、実習実施者が欠格事由に該当することとなった場合、主務大臣が行う立入検査を拒んだり妨害等した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、認定の取消しの対象となります（技能実習法第16条）。
- このような報告徴収、改善命令、認定の取消しといった指導監督は、実習実施者の違法行為の態様や悪質性などを踏まえて主務大臣等においてどのような権限行使を行うか判断がなされるものです。改善命令や認定の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。

技能実習法

（認定の取消し等）

第16条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

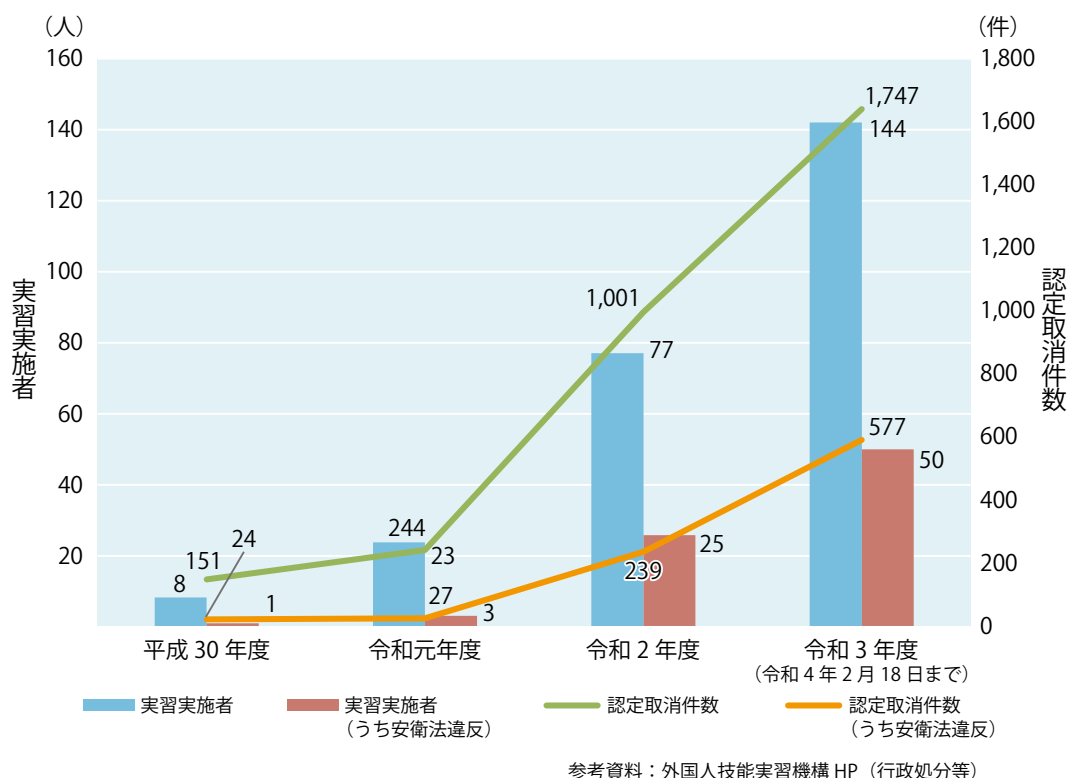
- 一 実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき。
 - 二 認定計画が第9条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 実習実施者が第10条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 四 第13条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 五 第14条第1項の規定により機構が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めに虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定により機構の職員が行う質問に対して虚偽の答弁をしたとき。
 - 六 前条第1項の規定による命令に違反したとき。
 - 七 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による実習認定の取消しをした場合には、その旨を公示しなければならない。

これまでに認定計画が取り消された例は、平成29・30年度が8者・151件、令和元年度が23者・244件、令和2年度が77者・1,001件となっており、年々増加する傾向にあります（**グラフ1**）。

安全衛生に関係して認定計画が取り消されるのは、技能実習法第16条第1項第7号「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。」に基づくもので、同条第2項で定められた公示を見ると、「労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした」と認められた場合がこれに当たります。

技能実習計画の認定が取り消されると、技能実習を行わせることができなくなり、現在受け入れている技能実習生の受入れも継続できなくなることから、貴重な働き手を失い、事業の継続にも多大な影響をもたらすことになります。また、認定の取消しを受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていることが周知の事実となるほか、取消しの日から5年間は新たな技能実習計画の認定が受けられなくなり、技能実習生の補充も行えなくなります（技能実習法第10条第7号）。こうした事態を避けるためには、技能実習生にも当然に適用のある関係法令の遵守が極めて重要となります。

グラフ1 実習実施計画認定の取消件数



■罰則規定

技能実習法には罰則規定も設けられており、改善命令に従わない場合には「6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」（技能実習法第 111 条第 1 号）、実習実施者が技能実習を開始したとき届出をせず、または虚偽の届出をした場合には「30 万円以下の罰金」（技能実習法第 112 条第 2 号）、実習実施者が、技能実習に関して、主務省令で定める帳簿書類を作成・備え置きを怠った場合等には「30 万円以下の罰金」（技能実習法第 112 条第 5 号）などとなっているほか、「行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する」両罰規定も整備されています（技能実習法第 113 条）。